

## 令和4年度守口市特別会計公共用地先行取得事業予算

令和4年度守口市の特別会計公共用地先行取得事業の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ350,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

**第2条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

**第3条** 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000千円と定める。

令和4年2月16日提出

守口市長 西 端 勝 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 繰入金			4,000
	1 繰入金		4,000
2 財産収入			99,400
	1 財産売却収入		99,400
3 市債			246,600
	1 市債		246,600
歳	入	合	計
			350,000

歳 出 (単位：千円)

款	項	金額
1 用地取得費		246,718
	1 用地取得費	246,718
2 公債費		103,182
	1 公債費	103,182
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	350,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	資金区分	借入条件				
				利率	償還期間	据置期間	償還方法	その他
街路築造事業費債	千円 246,600	普通貸借又は証券発行	政府・銀行その他	%以内 7.0 (ただし、 直方公、 し地方、 を行つ共、 つた団率 後体見直 にお融し 機機方式 いては、 構資で 資金借 当にり 該つ入 見いて、 直し、 後利率、 の率資 利率金 見及)	年以内 2	年以内 2	半年満 年賦期一 賦賦元 元元利括 利金均償 均均等還 等償償還 償償還	市財政その他の都合により、償還期間及び据置期間を短縮し、もしくは繰上償還をし、又は借換えることができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。 なお、借入先の都合その他により起債前借又は翌年度に繰越して借入れることができる。